

# 会費納入規程

## 第 1 章 総則

- 第 1 条 この規程は、定款第 8 条の入会金及び会費納入についての必要事項を定めるものとする。
- 第 2 条 正会員の入会金は 1, 0 0 0 円とする。
- 第 3 条 正会員の会費は年 5, 0 0 0 円とする。
- 第 4 条 賛助会員の会費は一口、年 2 0, 0 0 0 円とする。
- 第 5 条 正会員は、会費を当法人指定の日に、正会員の指定口座から、自動口座振替によって当法人に納入するものとする。
- 2 正会員として入会を希望する者は、入会金及び入会年度の会費を、当法人指定の日までに、銀行振込の方法により当法人へ納入しなければならない。なお、振込手数料は入会希望者の負担とする。
  - 3 賛助会員及び賛助会員として入会を希望する者の会費の納入について、前項規定を準用する。
- 第 6 条 正会員が育児休暇取得または海外在留により休会措置を受ける場合には、この間の会費を免除し、休会期間中の会員歴は継続とする。
- 2 前項に関し、休会措置期間は、当法人の事業年度単位とし、休会期間中の正会員としての権利行使可能の範囲は、当法人事務局が別途定めるものとする。
  - 3 休会措置は、休会届を提出し理事会の承認を得るものとする。

## 第 2 章 補則

- 第 7 条 この規定の施行に関し必要な規則は、理事会の決議を経てこれを定める。
- 第 8 条 この規程を改定する場合は、理事会の決議ならびに社員総会の承認を得なければならない。

### 付則

1. この規程は平成 2 1 年 4 月 2 6 日より施行する。
2. この規程は平成 2 3 年 5 月 8 日に改定された。
3. この規程は平成 2 9 年 5 月 2 8 日に改定された。